

まちなかで店舗や事務所を新たに開業する事業者を応援します！

詳しくは
こちら！



前橋市まちなか 令和6年度 開業支援補助金

まちなかで新たに店舗やオフィスを開業し、魅力創出に寄与する事業者を対象に、開業にかかる経費の一部を補助します！（補助率：1/2）

申請
期間

令和6年4月1日から令和7年2月28日まで

*令和7年3月31日までに開業し、支払いが完了するものが対象です。

対象者

次のすべての条件に該当する事業者が対象です。

- ・対象区域内の開業で、まちなかの魅力創出に寄与する意欲があること
- ・補助対象事業が着手前であること
- ・開業後は週4日以上かつ1日あたり2時間以上営業を行うこと
- ・風営法関連業種でないこと
- ・めぶくPayの加盟店となること



めぶくPay

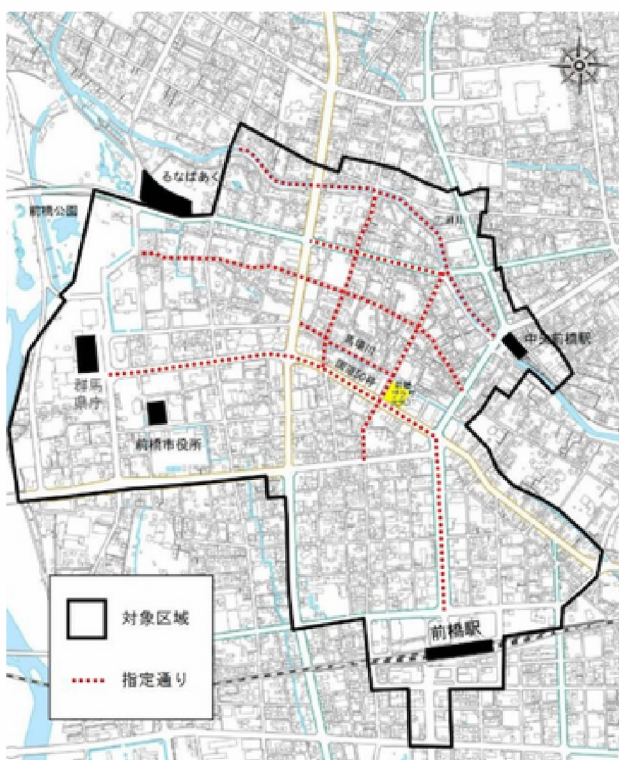
令和5年12月からスタートした
前橋市内で使える電子地域通貨です。

めぶくPay
公式ページ



対象区域

前橋市アーバンデザイン
策定区域（約158ha）



補助対象経費

改装工事費

内装、外装、空調
給排水設備工事等

備品購入費

耐用年数1年以上で
単価が10万円以上のもの

補助金額

（補助率：1/2）

開業場所	昼間主	夜間主
指定通り以外の1F以外	50万円	25万円
指定通り以外の1F 指定通りの1F以外	80万円	40万円
指定通りの1F	100万円	50万円

*まちに根付いた宿泊施設(ゲストハウスや民泊等)を開業する場合は、「まちやど型」として補助上限額が200万円になります。

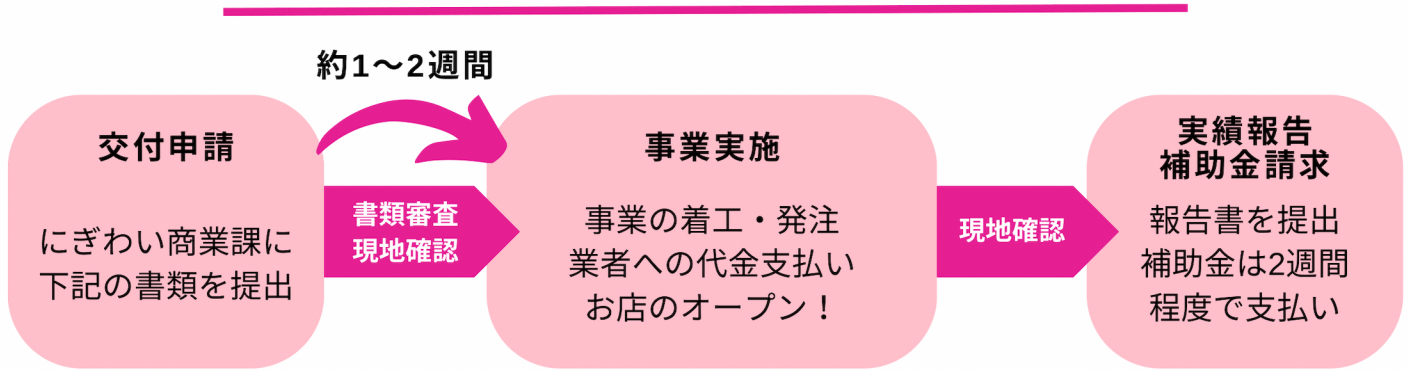
*上記の他、本市が定める物件要件を満たし、かつ、本市が設ける審査により適合と判断された事業は、前橋市アーバンデザイン加速化事業として補助上限額が250万円となります。（予算により、採択される事業の件数は限られます。）

問い合わせ先

前橋市産業経済部にぎわい商業課商業振興係

TEL 027-210-2188 FAX 027-237-0770

補助金申請の流れ



補助金申請に必要な書類

前橋市HPから
ダウンロード



ご自身で
用意するもの

指定通り1階で
開業する場合

- 交付申請書
- 事業計画書
- 収支予算書
- 収支計画書
- 資金計画書
- 同意書兼誓約書
- 補助金交付可否決定前の同意書

- 計画図面
- 対象経費の見積書
- 現在の物件写真
- 登記簿謄本(法人)／履歴書および身分証明書(個人)
- 営業内容がわかる資料(企画書・メニュー表など)
- 開業場所がわかる資料(賃貸借契約書・周辺地図など)
- 参考資料(照合済書・購入備品のカタログなど)

- 中小企業診断士の診断・助言申請書
- 前橋市アーバンデザイン適合審査・助言申請書
- 前橋市アーバンデザイン適合申告書

条件 対象区域内の指定通り1階で開業をする場合は、中小企業診断士の経営診断と前橋デザインコミッションの審査を受け、適合と判断される必要があります。

中小企業診断士の経営診断

(一社)群馬県中小企業診断士協会に所属する中小企業診断士による創業や経営に関する診断を実施します。

*本診断は開業後3年間に渡り定期的を実施します。

アーバンデザイン適合審査

官民連携したまちづくりの指針である「前橋市アーバンデザイン」の視点から、開業する店舗の計画や機能について、審査を行います。

注意事項

- ・予算額に達した時点で受付を締め切ります。
- ・事業の開始前に申請が必要です。
- ・現地確認の際は申請者の立ち会いが必要です。
- ・補助事業の遂行に関する説明及び実施調査を求められた際はこれに応じなければなりません。
- ・その他、詳しくは補助金交付要項をご覧ください。

窓口のご案内

にぎわい商業課は前橋プラザ元気21の1階に事務所があります。お気軽にご相談ください。

Google map
が開きます

